

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び葵区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成20年3月24日

静岡市長 小嶋 善吉

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御幸町・伝馬町共同ビル

静岡市葵区御幸町6番地10外

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社 丸井	東京都中野区中野四丁目3番2号	代表取締役	青井浩
法伝寺	静岡市葵区伝馬町5番地の5	代表役員	友田達祐
ブラザー工業株式会社	名古屋市瑞穂区苗代町15番1号	代表取締役	平田誠一

### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設①において荷さばきを行うことができる時間帯

(荷さばき施設①の位置については縦覧に供する届出書類に示すとおり)

(変更前) 6時00分～22時00分

(変更後) 6時00分～1時00分

### 4 変更年月日

平成20年4月1日

### 5 届出年月日

平成20年3月17日